

2019年10月24日

各 位

会社名 株式会社 キャンバス
代表者名 代表取締役社長 河邊 拓己
(コード番号:4575 東証マザーズ)
問合せ先 取締役最高財務責任者兼管理部長
加登住 真(電話 055-954-3666)

(訂正)「第三者割当により発行される第15回新株予約権及び第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」の一部訂正について

2019年10月10日に開示しました「第三者割当により発行される第15回新株予約権及び第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」の記載に一部誤り及び追記事項がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訂正の理由

「第三者割当により発行される第15回新株予約権及び第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」の記載内容に誤りがあり、また、有価証券届出書の内容に記載追加が発生しましたので、これらを訂正するものです。

なお、有価証券届出書の記載追加については、本日付で訂正有価証券届出書を提出済みです。

2. 訂正の内容

訂正箇所は下記のとおりです。(訂正箇所は下線で示しております。)

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

② 本新株予約権付社債

(訂正前)

(前略)

なお、本新株予約権付社債の転換価額につきましては、当社の財政状態及び経営状態を鑑み、割当予定先と協議の結果、895円と決定いたしました。なお、この転換価額は、2019年10月9日(取締役会決議日の前営業日)における当社普通株式終値895円と同額、1ヶ月の終値平均917円に対して2.40%のディスカウント、3ヶ月の終値平均846円に対して5.79%のプレミアム及び6ヶ月の終値平均851円に対して4.92%のプレミアムとなります。

(後略)

(訂正後)

(前略)

なお、本新株予約権付社債の転換価額につきましては、当社の財政状態及び経営状態を鑑み、割当予定先と協議の結果、895円と決定いたしました。なお、この転換価額は、2019年10月9日(取締役会決議日の前営業日)における当社普通株式終値895円と同額、1ヶ月の終値平均917円に対して2.40%のディスカウント、3ヶ月の終値平均846円に対して5.79%のプレミアム及び6ヶ月の終値平均851円に対して5.17%のプレミアムとなります。

(後略)

6. 割当予定先の選定理由等

(3) 割当予定先の保有方針

(訂正前)

当社は、割当予定先が当社の中長期的な成長を期待し、当社の中長期的な企業価値の向上と株式価値の最大化を目指すことで得られるキャピタルゲインを獲得すること(本新株予約権を行使し、また、本新株予約権付社債を普通株式に転換した上で売却する際における投資資金の回収)を目的として、本新株予約権及び本新株予約権付社債を中長期的に保有する方針である旨の説明を割当予定先から口頭にて受けております。なお、割当予定先は、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社株式については、当社の業績及び配当状況、市場動向等を勘案しつつ売却する方針であるほか、以下の「(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容」に記載のとおり、本新株予約権の行使又は本新株予約権付社債の転換を行った場合には、行使又は転換により取得した当社株式を売却し、売却で得た資金を本新株予約権の行使に充てる行為を繰り返し行うことを予定していることを、当社として口頭にて確認しております。

(訂正後)

当社は、割当予定先が当社の中長期的な成長を期待し、当社の中長期的な企業価値の向上と株式価値の最大化を目指すことで得られるキャピタルゲインを獲得すること(本新株予約権を行使し、また、本新株予約権付社債を普通株式に転換した上で売却する際における投資資金の回収)を目的として、本新株予約権及び本新株予約権付社債を中長期的に保有する方針である旨の説明を割当予定先から口頭にて受けております。なお、割当予定先は、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社株式については、当社の業績及び配当状況、市場動向等を勘案しつつ売却する方針であるほか、以下の「(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容」に記載のとおり、本新株予約権の行使又は本新株予約権付社債の転換を行った場合には、行使又は転換により取得した当社株式を売却し、売却で得た資金を本新株予約権の行使に充てる行為を繰り返し行うことを予定していることを、当社として口頭にて確認しております。

なお、割当予定先は、本新株予約権及び本新株予約権付社債の全部又は一部を譲渡する具体的な予定はないものの、アドバンテッジアドバイザーズがサービスを提供している他のファンドへ移管する可能性があり、その場合に当該譲渡に関する当社取締役会の承認手続に要する時間を省略したいとのアドバンテッジアドバイザーズからの要請を受け、当社にて検討した結果、本新株予約権及び本新株予約権付社債の発行要項並びに本引受契約においては、本新株予約権及び本新株予約権付社債の譲渡につき当社取締役会の承認は必要ないこととしておりますが、当社としては割当予定先が本新株予約権及び本新株予約権付社債の全部又は一部を譲渡する具体的な予定は現時点では想定しておらず、また、上記のとおり、本新株予約権及び本新株予約権付社債を中長期的に保有する方針である旨の説明を割当予定先から口頭にて受けているほか、上記「(2) 割当予定先を選定した理由」に記載のとおり、経営上のアドバイスや製薬企業等との提携をはじめとする各種連携の紹介やコーディネートに係る情報の提供を同社から受けることにより当社の企業価値の向上を図ることを目指すことから、同社とは中長期的な関係を想定していることから、本新株予約権及び本新株予約権付社債の譲渡につき当社取締役会の承認が必要かどうかにかかわらず、本新株予約権及び本新株予約権付社債が第三者に譲渡されるおそれは低いものと認識しております。仮に、本新株予約権又は本新株予約権付社債を第三者に譲渡する場合には、割当予定先は当社に所定の事項を事前に通知することを合意しており、かかる通知後第三者に譲渡がされた場合には当社はその旨を開示する予定です。また、事前の通知を受けた当社は、当該譲渡先及びその関係者について、暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かの確認を行う予定です。

以上